

＼ 当薬局の開局時間 ／

月火水金 9:00-19:00

木 9:00-18:00

土 9:00-15:00

日・祝日 休み



●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店まで 土曜日13:00-閉店まで ※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 19:00-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

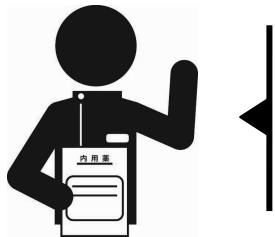
休日加算 日曜日・祝日・年末年始（12月30日-翌年1月3日）



緊急連絡先
(転送電話で対応)

0774-20-3535

当薬局の調剤基本料について



当薬局の調剤基本料については、下記のとおりです。ご不明な点がございましたらスタッフまでお問い合わせください。

調剤基本料1	—————>	47点
地域支援・医薬品供給対応体制加算3	——>	67点
電子的調剤情報連携体制整備加算	——>	8点
連携強化加算	—————>	5点
バイオ後発品調剤体制加算	—————>	50点

当薬局は以下の施設基準を満たしております。

[処方箋受付月1,800回以下（グループで月3万5000回未満）／医薬品取引妥結率5割超／特定医療機関との賃貸借関係なし／後発医薬品調剤割合85%以上／非常時対応連携体制整備済]

お茶の木薬局

当薬局では医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望されない方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤しています。

お茶の木薬局

薬局からのお知らせ



当薬局では、お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。

薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。

調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。
疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

お茶の木薬局

お薬のことで困ったら
かかりつけ薬剤師に
おまかせください

担当薬剤師が
あなたの薬を
まるごと管理



いつでも
ご相談
できます

かかりつけ薬剤師の役割等についてご同意いただき、お薬手帳へ所定の記載をさせていただくことで、次回以降は専任の薬剤師が継続してお薬の管理を担当いたします。

当薬局には、3年以上の実務経験(保険薬剤師)を有し、週31時間以上勤務、かつ当薬局に継続して6か月以上在籍している薬剤師が在籍しております。また、外部機関より認定を受けた「研修認定薬剤師」として、日々知識の研鑽に努めるとともに、地域の医療・保健活動にも積極的に参画しております。

※育児・介護等による短時間勤務の場合は、週24時間かつ週4日以上勤務要件を満たしております。

お茶の木薬局

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合お申し出てください。（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問薬剤管理指導

（医療保険対象者）

1点=10円 10点=10円（1割負担） 30円（3割負担）



同一建物居住者以外

650点/回（1人）



同一建物居住者

320点/回（2-9人）

290点/回（10人以上）

自己負担率により金額が変わります。麻薬の必要な場合は100円が加算されます。月4回まで

お茶の木薬局 管理薬剤師 俣野 瑠美

京都府知事指定介護保険事業所 第 2641201880 号

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

（介護保険対象者）

1単位=10円 10単位=10円（1割負担） 30円（3割負担）



同一建物居住者以外

518点/回



同一建物居住者

379点/回（2-9人）

342点/回（10人以上）

また当店では在宅患者調剤加算（30点）を算定しており、点数が加算される場合があります。

TEL 0774-20-3535

FAX 0774-20-3534

緊急時→転送電話（24時間対応）

＼ 取扱い公費負担医療 ／

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



お茶の木薬局

個別の調剤報酬の算定項目の分かる 明細書の発行について



当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、

「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

一部負担金のない患者さんにも一律で発行を行っています。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

お茶の木薬局

健康相談

やっています

お薬
相談



健康
チェック

また、地域包括支援センターと協力し、ショッピングモール等での相談会も実施しています。お気軽にお問い合わせください。

お茶の木薬局

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導

医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類

医薬品

一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類

医薬品

一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。商品に直接触れることができます。

指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。**「してはいけないこと」**を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列。

第3類

医薬品

一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または**登録販売者**が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

京都府 健康福祉部 薬務課

電話番号: 075-414-4786

受付時間: 平日 9:00~17:00

指定濫用防止医薬品をご購入のみなさまへ

「指定濫用防止医薬品」は、正しく使用しないと健康に重大な影響を及ぼす（保健衛生上の危害が発生する）おそれがあるため、厚生労働省令により特別な注意が必要と定められているお薬です。

販売時は**薬剤師**または**登録販売者**が購入理由や数量を確認し、「乱用による危険性」を書面等で説明し、適正使用を徹底することが義務付けられています。

安全な販売と適切な服用のために、ご購入の際は以下の事項を確認させていただきます。ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。



ご購入時に確認させていただく事項

- ☐ 年齢の確認（18歳未満の方の場合、複数個・大容量の販売はできません）
※18歳未満の方には、氏名も確認させていただきます。
- ☐ 他のお薬や医薬品の使用状況
- ☐ このお薬、または他の指定濫用防止医薬品の購入・譲り受けの状況
- ☐ 大容量製品や複数個を購入される場合は、その理由
- ☐ 適正な使用であることを確認するために必要な事項
- ☐ その他情報提供を行うために必要な事項

ご使用にあたってのご相談・お問い合わせ

ご不明な点やご懸念がある場合、またご購入後の体調の変化などについては、お気軽に薬剤師または登録販売者までご相談ください。

お茶の木薬局 TEL 0774-20-3535

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために次の事項を実施します。

- 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ関連する法令を遵守します。
- 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 個人情報の適切な保管のために安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し問題が認められた場合には、これを改善します。
- 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。
- 当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。
- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

皆さまの個人情報を適切に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護に関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局における調剤サービスの提供や業務の維持・改善のための基礎資料
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）、家族などへの薬に関する説明
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携・照会への回答
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社、弁護士への相談または届出など
- 当薬局内で行う薬剤師・医療事務等の教育・研修、薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会・学術誌等への発表・報告（学会、研究会、学術誌等で発表、報告する場合、個人を特定できないように匿名化いたします。匿名化が困難な場合は、ご本人の同意をいただきます。）
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがありますが、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

連絡先 電話連絡：0774-20-3535 メールアドレス：ochanoki.y@kinowa.biz

医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

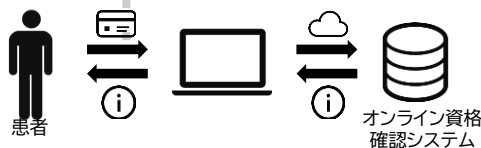
マイナ保険証利用の促進

当薬局は医療DXを推進し、マイナ保険証の活用等を通じて、質の高い医療の提供に取り組んでいます。



オンライン資格確認等システムの活用

オンライン情報を活用し、安全で質の高い医療を提供します。



※オンライン資格確認で取得した個人情報は、保険情報の照会のみを使用し、ご本人の同意なく他の目的に利用することはありません。

電子処方せんの活用

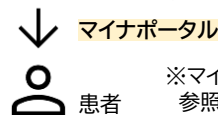
電子処方箋は、オンライン資格確認システムを通じて医師・薬剤師間でお薬情報を連携する仕組みです。重複処方や飲み合わせのリスク低減に役立ちます。



医師・医療機関

管理サービス

薬剤師・薬局



患者

※マイナンバーカードでお薬情報参照に同意したとき

マイナンバーカードと併用することで電子処方箋の機能を最大限に活用でき、マイナポータルでお薬情報をいつでも確認できます。

オンライン服薬指導の活用

当薬局では、ご自宅にいながらスマートフォンなどを通じてお薬の説明を受け、お薬をご自宅で受け取ることができる「オンライン服薬指導」に対応しております。



当薬局は、持続可能な医療制度のため、バイオシミラー(バイオ後続品)やジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進しています

バイオ医薬品とは？

生きた細胞が作る巨大なタンパク質です。最新技術を使うため高価ですが、がんや難病など従来の薬では治療が難しかった病気に不可欠なお薬です。



微生物や細胞で合成



抗体などの遺伝子

バイオ後続品とは？

高価な先行品と効果・安全性が同等と国に認められた薬です。薬代が約3割安くなり、患者さんの負担軽減と持続可能な医療保険制度の維持に貢献します。



経済的負担↓

当薬局では、バイオ後続品を積極的に調剤し、バイオ後続品調剤体制加算を算定しています。

バイオ後続品の品質は大丈夫？

生きた細胞で作るため先発品と完全に同じ構造ではありませんが、先行品と同等の厳格な品質試験と臨床試験をクリアし、効果と安全性が国に認められています。



厳格な品質試験



新薬と同等の臨床試験

ジェネリック医薬品とどう違うの？

化学合成のジェネリックは先発品と完全に同一です。一方、生きた細胞で作るバイオ後続品は同一にならないため、より厳格な臨床試験で同等性を証明します。

	ジェネリック医薬品	バイオ後続品
製造法	 化学合成	 細胞内合成
審査調査	同等性	新薬と同じ 品質試験・臨床試験

当薬局は、持続可能な医療制度のため、バイオシミラー(バイオ後続品)やジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進しています

バイオ医薬品とは？

生きた細胞が作る巨大なタンパク質です。最新技術を使うため高価ですが、がんや難病など従来の薬では治療が難しかった病気に不可欠なお薬です。



微生物や細胞で合成



抗体などの遺伝子

バイオ後続品とは？

高価な先行品と効果・安全性が同等と国に認められた薬です。薬代が約3割安くなり、患者さんの負担軽減と持続可能な医療保険制度の維持に貢献します。



経済的負担↓

当薬局では、バイオ後続品を積極的に調剤し、バイオ後続品調剤体制加算を算定しています。

バイオ後続品の品質は大丈夫？

生きた細胞で作るため先発品と完全に同じ構造ではありませんが、先行品と同等の厳格な品質試験と臨床試験をクリアし、効果と安全性が国に認められています。



厳格な品質試験



新薬と同等の臨床試験

ジェネリック医薬品とどう違うの？

化学合成のジェネリックは先発品と完全に同一です。一方、生きた細胞で作るバイオ後続品は同一にならないため、より厳格な臨床試験で同等性を証明します。

	ジェネリック医薬品	バイオ後続品
製造法	 化学合成	 細胞内合成
審査調査	同等性	新薬と同じ 品質試験・臨床試験

地域に貢献する薬局になるためにしていること



開局時間

平日: 8時間以上
土日: 一定時間
週: 45時間以上



医薬品備蓄

1200品目以上を常時備蓄し、地域の薬局間での在庫融通にも対応しています。

重要供給確保医薬品の備蓄にも努め、全国の処方せんを受け付けています。



プライバシー

プライバシーに配慮した構造です。



情報収集

PMDAメディナビ等を活用し、医薬品情報の収集および周知を行っております。



麻薬

麻薬小売業者の免許を受けています。



かかりつけ薬剤師

当薬局は「かかりつけ薬剤師」による服薬管理指導の届出施設であり、管理薬剤師は算定に必要な実務経験を満たしています。



対応

24時間調剤・在宅業務に対応し、地方公共団体等へ周知しています。



在宅医療

年間24回以上の在宅業務実績を有し、医療材料・衛生材料の供給体制、ならびに医療機関や訪問看護との連携体制を整えております。



副作用報告

健康被害防止事例の収集体制、および副作用報告の手順書・報告体制を整備済みです。



研修

調剤従事者の研修参加や学会発表を通じ、資質向上に努めています。



健康相談 健康チェック

健康相談やOTC医薬品・緊急避妊薬の販売に加え、適切な受診勧奨を行っております。

地域の皆さまのお薬相談やセルフメディケーション機器による健康チェックも随時受付中。



敷地内禁煙

たばこの販売や未承認研究用試薬・検査サービスは実施していません。



ジェネリック医薬品 バイオ後続品

後発医薬品調剤割合が85%以上の基準に達しています。

当薬局は持続可能な医療のため、バイオ後続品・ジェネリック医薬品の普及に努めています。

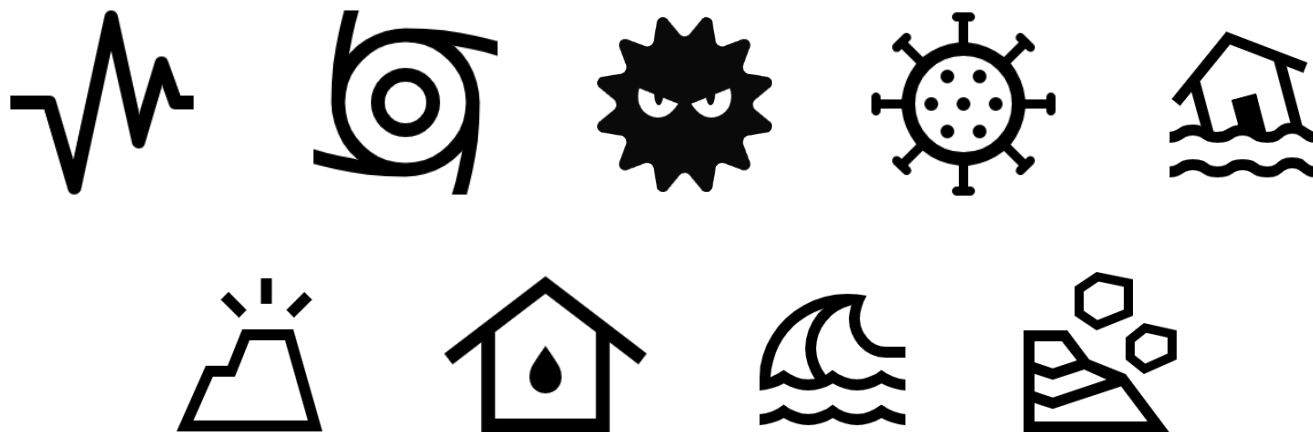
無菌調剤を行っています



当薬局では、中心静脈栄養輸液や抗悪性腫瘍剤、麻薬等の注射剤に対し、無菌室やクリーンベンチ、安全キャビネットを備えた高度な無菌環境下で調剤を行っております。専用の器具を用い、厳格な管理のもと安全に調剤いたします。

当薬局には2名以上の保険薬剤師が在籍し、無菌製剤処理のための無菌室やクリーンベンチ、安全キャビネット等の専用設備を完備しております。

感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、都道府県知事指定の「第二種協定指定医療機関」として、災害や新興感染症発生時に迅速に対応できる体制を整備しています。平時より抗原検査キット、市販薬、マスク等を常備し、他機関と連携して緊急時も安心してお薬を受け取れる環境を維持します。

令和8年3月31日、日本薬剤師会作成

[illegible]

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料	処方箋受取1回につき、薬剤服用法の記録・管理 ① 内服薬 ② 内服薬以外	27日以下 10点、28日分以上 60点 10点	
調剤時気象調整加算	7日以上の気象調整	22点	
薬学的な重要参考防止加算	処方(変更あり)	22点	
医師管理指導料	処方箋受取1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 ① 通常 (②・③以外) ② 介護老人福祉施設等入所者 ③ 情報通信機器を使用 (オンライン)	カ) 30日以内の再調剤 (手帳による薬剤情報提供を含む) D) 30日以上の再調剤以外 イ) 30日以内の再調剤 (手帳による薬剤情報提供を含む) D) 在宅患者 ハ) 在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行つた適合 ニ) イロ以外 22点 5点 5点 59点 59点	
医療管理指導加算	特定薬剤管理指導加算1 特定薬剤管理指導加算2 特定薬剤管理指導加算3 乳幼児服薬指導加算 小児特定加算 収入票指加算 カ) かつ薬剤師・オンライン加算 カ) かつ薬剤師訪問加算 医療管理指導料 (特約)	特定薬剤管理指導加算1 特定薬剤管理指導加算2 特定薬剤管理指導加算3 乳幼児服薬指導加算 小児特定加算 収入票指加算 カ) かつ薬剤師・オンライン加算 カ) かつ薬剤師訪問加算 医療管理指導料 (特約) 22点 5点 5点 12点 350点 30点 230点 13点	
④ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑤ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑥ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑦ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑧ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑨ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑩ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑪ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑫ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑬ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑭ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑮ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑯ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑰ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑱ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑲ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
⑳ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			
㉑ 特定薬剤管理指導加算3			
乳幼児服薬指導加算			
小児特定加算			
収入票指加算			
かつ薬剤師・オンライン加算			
かつ薬剤師訪問加算			
医療管理指導料 (特約)			

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合） ” （所定単位につき15円を超える場合）	薬剤調製料の所定単位につき ”	1点
多剤投与時の減価措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	10円又はその端数を切りこむに1点 所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第5節 その他

項目	主な要件	点数
調剤ヘルスケア評価料	処方厚生局への重提出、処方箋交付1回につき	4点（令和9年6月1日から8点）
調剤物価対応料	処方箋交付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅介護管理指導費、介護予防居宅介護管理指導費	○	《薬局の薬局部の場合》 合わせて月4回まで（本期の要件種別の患者、注射による事業投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位 379単位 342単位 46単位 100単位 250単位 150単位
① 単一建物居住者 1人 ② 単一建物居住者 2～9人 ③ 単一建物居住者 10人以上 の情報通信機器を用いた服薬指導 栄養管理指導/加算 医療用医薬品持続注射療法加算 在宅中心静脈栄養法加算 特別地域加算	○ ○ ○ ○	医療用医薬品持続注射療法を行っている患者、オンライン不可 在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	所定単位数の15% 所定単位数の10% 所定単位数の 5%
中山間地域等小規模事業所加算 中山間地域等居住者カーブ入居付加算			